富山市土地改良事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市土地改良事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付基準）

第２条　市長は、農業生産基盤及び農村環境の総合整備を図るため、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める者が行う土地改良事業に要する経費及び受益者負担金に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

２　補助金は、割賦して交付することができる。

３　前項の場合において、補助金の交付方法は、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関（以下「公庫等」という。）から当該事業に対する資金の貸し付けを受けた場合の公庫等の定める償還表（償還期間及び据置期間を含む。）に従い当該補助金を交付するものとする。

４　第２項の場合において、当該事業に対する資金を公庫等から貸付を受けない場合にあっては、市長の定める方法により補助金を交付するものとする。

（補助率）

第３条　補助金の補助率は、事業区分及び事業種類に応じ別表１から別表５に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第４条　規則第４条第１項の規定による交付申請は、富山市土地改良事業補助金交付申請書（様式第１号）により、市長に行うものとする。

（交付決定の通知）

第５条　市長は、規則第５条第３項に規定する通知を、補助金の交付を適当と認めたときは、富山市土地改良事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２　補助金を割賦して交付する場合は、富山市土地改良事業補助金交付決定通知書（様式第２号２）により行うものとし、各年度における補助金の交付決定は、各年度の予算の執行が可能となった時点において、別に富山市土地改良事業補助金交付決定通知書（様式第２号３）により行うものとする。

３　市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、富山市土地改良事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

　（交付の条件）

第６条　規則第６条の規定による補助金の交付決定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(１)　補助金は、当該事業以外の事業の経費に流用してはならない。

　　(２)　補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、その理由及びその事業の遂行状況を速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（３）　補助金を割賦して交付する場合において、その償還方法等が変更するときは、事前に市長に報告し、その指示を受けなければならない。

　（申請の取下げ期日）

第７条　規則第７条第１項の市長の定める期日は、第５条の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

　（事業状況報告）

第８条　規則第９条の規定により、市長が補助事業の遂行状況報告を求めたときは、当該補助事業者は、富山市土地改良事業遂行状況報告書（様式第４号）を指定の期日までに提出しなければならない。

　（事業計画の変更等の承認申請）

第９条　規則第11条第１項の規定により、事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市土地改良事業補助金変更（中止・廃止）交付申請書（様式第５号）、額に変更のないものは富山市土地改良事業補助金変更交付承認申請書（様式第５号２）、繰越を行うものは富山市土地改良事業補助金変更（繰越）承認申請書（様式第５号３）により、市長に申請するものとする。

２　規則第11条第１項の規定にかかわらず、事業計画書の内容変更のうち、次の各号に掲げる変更以外の変更はその申請を要しない。

1. 事業主体の変更
2. 全体事業費の増減

　(３)　工事費から工事雑費への流用

　(４)　工種の新設又は廃止

(５)　各工種の数量又は30パーセントを超える金額の増減（各工種の増減額が200万円以下の場合を除く）

　(６)　施行箇所又は構造の変更

　（変更交付決定の通知）

第１０条　市長は、規則第11条第２項の規定による補助金の変更交付の決定をしたときは、富山市土地改良事業補助金変更交付決定通知書（様式第６号）、富山市土地改良事業補助金変更交付承認通知書（様式６号２）、富山市土地改良事業補助金変更（繰越）承認通知書（様式６号３）により通知するものとする。

　（実績報告書）

第１１条　規則第12条に規定する実績報告は、富山市土地改良事業実績報告書（様式第７号）により市長に行うものとする。

　（額の確定通知）

第１２条　市長は、規則第13条の規定による通知を、富山市土地改良事業補助金額確定通知書（様式第８号）により行うものとする。

（概算払）

第１３条　市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認める場合には、補助金の概算払いをすることができる。

２　補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、富山市土地改良事業補助金概算払請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

　（交付手続の特例）

第１４条　農業農村施設賠償責任保険加入事業及び土地改良事業推進特別補助並びに中山間地域農業水源確保支援にかかる補助金は、規則第１９条に規定する交付手続の特例補助金とし、同規則第５条の交付の決定及び第１３条の額の確定手続きを併合するものとし、その交付申請は富山市土地改良事業補助金交付申請書（様式第１号２）により、市長に行うものとする。

２　市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、前項の規定による通知を、富山市土地改良事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（変更交付手続の特例）

第１５条　規則第１９条に規定する交付手続の特例とし、次の各号にあげる変更のみの場合は、規則第１１条第1項および規則第１２条に規定する手続きを併合できるものとし、第９条に規定する申請および第１１条に規定する報告は、富山市土地改良事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書（様式第５号４）により、併合して市長に行うことができるものとする。

（１）全体事業費の３０％以下の減額

　（２）工事費から工事雑費への流用

　（３）各工種の数量及び金額の変更

２　市長は、前項による手続きがあったときは、規則第１１条第３項および規則第１３条に規定する手続きを併合し、第１０条および第１２条に規定する通知は、富山市土地改良事業補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第１０号）により行うものとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年２月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年５月１５日から施行する。

この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月８日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）　県営土地改良事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 市補助率 | 摘要 |
| かんがい排水事業 | 100分の5以内 | 都市排水と関連する排水改良事業に限る。市長が特に必要があると認めるときは、この率を100分の15以内とすることができる。 |
| 地域水田農業支援排水対策事業 | 100分の5以内 | 都市排水と関連する排水改良事業に限る。市長が特に必要があると認めるときは、この率を100分の15以内とすることができる。 |
| ため池等整備事業 |  |  |
|  | 用排水施設整備工事 |  |  |
|  | 大規模 | 100分の5以内 | 都市排水と関連する排水改良事業に限る。市長が特に必要があると認めるときは、この率を100分の15以内とすることができる。 |
| 中規模 | 100分の5以内 |
| 小規模 | 100分の5以内 |

※補助金額は千円未満切り捨て

別表２（第３条関係）　団体営土地改良事業

採択基準：国の採択基準に適合するもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 市補助率 | 摘　　要 |
| 調査設計事業 | 100分の30以内 |  |
| 農村振興総合整備事業 |  | 村づくり交付金 |
|  | 農業生産基盤整備 | 100分の10以内 |  |
| 農村生活環境基盤整備 | 100分の20以内 |  |
| 特認事業 |  |
| 地域用水環境整備事業 |  |  |
|  | 小水力発電整備 | 100分の20以内 |  |
| ため池等整備事業 |  |  |
|  | ため池整備工事 | 100分の20以内 |  |
| 用排水施設整備工事 |  |
| カドミ復元田整備工事 | 100分の15以内 |  |
| 土地改良施設突発事故復旧事業 | 100分の29以内 |  |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | 100分の15以内 |  |
| その他の整備事業及び交付金事業　等 |  |  |
|  | かんがい排水 |  |  |
|  | 一般 | 100分の20以内 |  |
| 受益面積100ha以上 |  |
| 安全施設 | 100分の29以内 |  |
| 農道整備 | 100分の30以内 |  |
| 土地改良総合整備 |  |  |
|  | 土地総（２工種以上） | 100分の15以内 |  |
| 区画整理 | 100分の20以内 |  |

※補助金額は千円未満切り捨て

別表３（第３条関係）　県補助土地改良事業

採択基準：知事が適当と認めるもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 市補助率 | 摘　　要 |
| 地域営農確立促進事業 |  |  |
|  | 一般型 |  |  |
|  | 水路整備 | 100分の40以内 |  |
| 農道整備 | 100分の40以内 |  |
| 区画整理 | 100分の20以内〔25〕 |  |
| 地表水排除 | 100分の30以内　　〔35〕 |  |
| 地下水排除 |  |
| 客土 | 100分の20以内〔30〕 |  |
| 堆きゅう肥補給 |  |
| 土地改良施設緊急修繕整備 | 100分の40以内 |  |
| 農地災害緊急復旧（中山間指定地域） | ７／15以内 | 県補助条件確認 |
| 担い手支援型 | 100分の30以内〔25〕 |  |
| 土壌復元型（カドミ復元田整備） |  |  |
|  | 耕盤整備、排水改良、畦畔漏水防止 | 100分の15以内 |  |
| 耕盤陥没補修、畦畔漏水防止（突発的） | 100分の15.89以内 |  |
| 快適農村環境整備事業 |  |  |
|  | 美しい農村環境整備型（歴史的土地改良施設案内看板整備） | 100分の15以内 |  |
| 通年通水促進型（用排水路整備） | 100分の55以内 |  |
| 克雪対策型（消流雪等整備） | 100分の25以内 | ※県補助率確認（条件あり） |
| 防災福祉対策事業 |  |  |
|  | 施設機能保全型 |  |  |
|  | ため池浚渫 | １／３以内 |  |
| 水路堤塘整備 | １／３以内 |  |
| 安全施設整備型 |  |  |
|  | 用排水安全施設整備 | 100分の55以内〔45〕 |  |
| 農道保安施設整備 | 100分の55以内〔45〕 |  |
| 農道福祉対策整備 | 100分の55以内〔45〕 |  |
| 水利施設ストックマネジメント支援事業 | 100分の25 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔　　〕は中山間指定地区

※補助金額は千円未満切り捨て

別表４（第３条関係）　市補助土地改良事業

　　　　　　　　　　　　　　　　採択基準：市長が適当と認めるもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 市補助率 | 摘　　要 |
| 水路整備事業 | 100分の80以内〔85〕 |  |
| 農道整備事業 | 100分の80以内〔85〕 |  |
| ほ場整備事業 | 100分の60以内〔75〕 |  |
| 高度利用整備事業 | 100分の50以内〔60〕 |  |
| 農業用施設危険防止対策事業 | 100分の75以内 |  |
| ため池整備事業 | 100分の90以内 |  |
| 干害応急対策事業 | 100分の75以内 |  |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | 100分の95以内 |  |
| 農業農村施設賠償責任保険加入事業 | 100分の75以内 | ①公共性の高い施設に限る。②事業完了後、実績に基づき交付 |
| その他の事業 | 100分の55以内 | ①上記以外の事業②別表に記載されていない国や県等の補助事業で、市が補助金を交付するとき。（地元負担率が類似する事業相当となるよう市が補助するとき。） |

〔　　〕は中山間指定地区

※補助金額は千円未満切り捨て

別表５（第３条関係）　　特別補助事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 市補助率 | 摘　要 |
| 土地改良事業推進特別補助 | 100分の7.5以内 | 富山県が交付する基幹水利施設等特別補助金交付対象事業に限る。 |
| 100分の11.5以内 | 富山県が交付する埋蔵文化財保護盛土等補助金交付対象事業に限る。 |
| 中山間地域農業水源確保支援 | 受益者負担金の2分の1以内 | 林野率50%以上かつ傾斜100分の1以上の農用地の面積が当該地域の農用地の50%以上を占める中山間地域（中山間地域総合整備事業区域に準じる。）で実施される農業用水路整備事業。【対象事業】　中山間地域総合整備事業、中山間地域総合農地防災事業、市単独農業用施設災害復旧事業等 |

※補助金額は千円未満切り捨て